南砺市多職種連携協議会規約

（名称）

第1条　この協議会は、南砺市多職種連携協議会（以下「協議会」という。）という。

（目的）

第２条　協議会は、地域包括ケアシステムの構築のために、利用者（患者）の医療・介護情報が、関係者間で効果的に共有できる体制づくりを目的とする。

　（事業）

第３条　協議会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

1. ＩＣＴを活用した情報ネットワークシステム(以下「システム」という。)の構築及

び管理・運営

(２)関係者間での情報共有に関する検討

（協議会の構成）

第４条　協議会は、南砺市医師会、南砺市、南砺市訪問看護ステーション、南砺市薬剤師、南砺市介護支援専門員、南砺市病院地域連携部門の各代表をもって構成する。

２　前項に掲げるほか、第２条の目的を達成するために必要な医療・介護機関・団体等について、前項の構成メンバーの承認を得たうえで、加えることができることとする。

（委員）

第５条　協議会の委員は、前条の構成メンバーから選出された者とする。

（１）南砺市医師会　　２名

（２）南砺市　　　　　１名

（３）南砺市訪問看護ステーション　　２名

（４）南砺市薬剤師代表　　　　　　　１名

（５）南砺市介護支援専門員代表　　　２名

（６）南砺市病院地域連携部門代表　　２名

　（役員）

第６条　協議会に次の役員を置く

1. 会長　　１名
2. 副会長　１名

２　会長は、南砺市医師会長をもって充てる。

３　副会長は、委員の中から会長が指名する。

(役員の職務)

第７条　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した者が、その職務を代行する。

（任期）

第８条　役員及び委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠のため就任した役員の任期は、それぞれの前任者の任期の残存期間とする。

　 (会議)

第９条　協議会の会議(以下｢会議｣という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　議案については、出席委員の大方の賛同により決定するものとする。

３　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

　 (議決事項)

第１０条　会議は、次の各号に掲げる事項を審議し、決定する。

1. システムの運営管理に関すること
2. その他協議会の運営に関する重要な事項

　 (事務局)

第１１条　協議会の事務を処理するとともに、システムの運営管理を行うため、事務局を南砺市医師会に置く。

　（その他）

第１２条　この規定に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に

定める。

　 附　則

　 (施行期日)

１　この規約は、令和元年９月　　日から施行する。